

《 理 論 編 》

第 1 章 防災教育って何？

1. 防災教育の目的

『みやぎ新時代教育ビジョン』では、本県の学校教育が目指すものとして次の3点があげられ、生きる力をはぐくむ基礎・基本の定着と個性を生かす教育を推進することとしている。

(1) 主体的に考え生きる人づくり

- ・いつの時代でも人は自分の人生の行き先を読み切ることはできない。特にこれからは将来予測の極めて難しい、変化のめまぐるしい時代となることが予想される。
- ・どのような状況の中にあっても自分を見失わず、自己実現を図っていくことができるよう、何事に対しても自分自身で思索し、自分自身で道を選択し、自分自身でその結果を引き受ける主体的、創造的な姿勢を持ち続けることのできる人づくりを進める。

(2) 人々と支え合い生きる人づくり

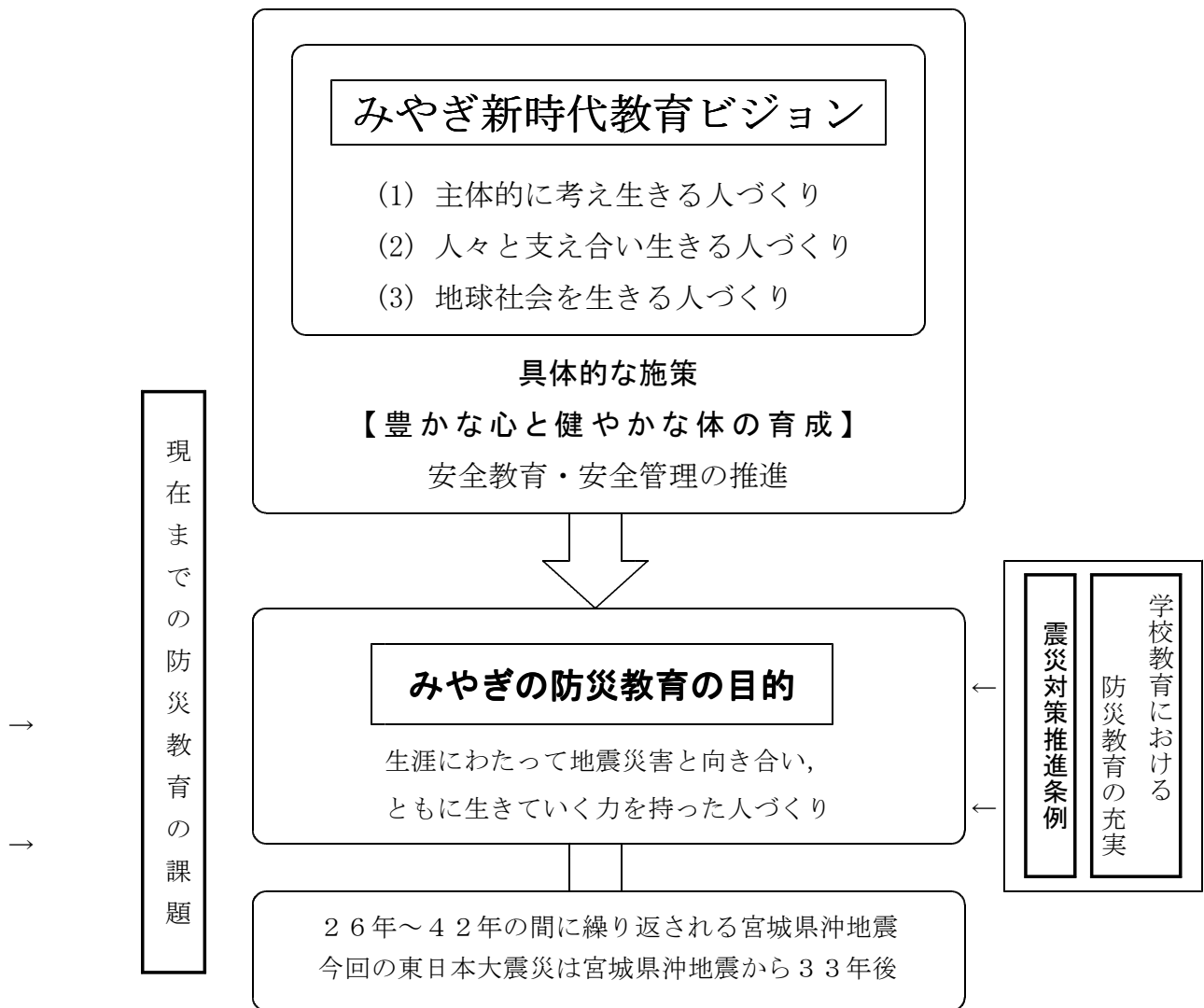
- ・人間は社会の中でのみ生きることができ、また、社会の中で他者との関係を取り結ぶことによって初めて人間としての意味を持ち得る。その場合、単に空間的・物理的に共生するのではなく、人と人との互いの存在を積極的に受容し、支え合い、いわば精神的な意味でも共生することによって、より価値の高い生き方ができる。
- ・グローバル化が進み、ますます多様な発想、生き方、文化が混じり合っていくこれからの時代を視野に入れ、この共助・共生の姿勢を基本に据えた人づくりを進める。さらには、かけがえのない地球と人類のこれからの在り方を考え、人間同士の共生という発想を超えて、人間と自然、人間と他の生命体との共生までもめざしていく。

(3) 地球社会を生きる人づくり

21世紀の世界で全地球を舞台に活躍できるよう、わが国やふるさとの歴史・文化はもちろんのこと、他国の歴史・文化に対しても深い理解を持つとともに、確かなコミュニケーション能力を備え、地球市民としての立場で、地球環境問題、食糧問題、国際経済格差など人類共通課題の解決に力を発揮できる人づくりを進める。特に、これからの人類の幸福にとって、科学技術の健全な発展が極めて重要であることから、自然を大切にしてきたわが国の伝統的精神風土を生かし、人類と自然の調和・融合をめざす新たな時代の科学技術の振興に貢献できる、独創性に優れた人づくりに努める。

防災教育に係る具体的な教育施策としては、「豊かな心と健やかな体の育成」のため、安全教育・安全管理を推進することが掲げられている。また、『震災対策推進条例』では、学校における震災対策に関する教育の充実が規定され、学校教育における防災教育の充実を求めている。

これらの方針や施策に基づき、本県の地震災害の最大の特徴である短周期での発生サイクルや、現在までの防災教育の目的を「生涯にわたって地震災害と向き合い、ともに生きていく力を持った人づくり」としている。



2. 防災教育の目標

大規模災害と向き合い、ともに生きていく力＝「防災対応能力」（防災＋災害対応能力）を培っていくことは、人間としてのあり方、生き方に大きく影響することであり、その観点に立った防災教育が必要である。またその教育は常に忘れてはいけない、日頃から振り向くことが必要である。

宮城県沖地震が発生する間隔は、短い間隔で26年、長いと42年、平均36年であり、2011年の東日本大震災の前の宮城県沖地震は約33年の間隔であった。

宮城県そして塩竈市に暮らす県民、市民の多くは生涯の中で2度もしくは3度の大地震を経験することになり、大災害に直面することは、ほぼ確実と言える。

宮城県の防災教育は、「児童等が成長し、成人後もこの災害と向き合い、生きていく力を身につける」という視点で取り組んでいる。塩竈市も県の防災教育の目標に則り行うことで、被害をより少なくし復興の早さを加速することにつながることになる。

過去に発生した宮城沖地震

宮城県沖	三陸南部海溝寄り	タイプ
1793年2月 M8.2		連動型
42.4年間隔	104.5年	
1835年7月 M7.3		単独型
26.3年間隔		
1861年10月 M7.4		単独型
35.4年間隔		
1897年2月 M7.4	1897年8月 M7.7	連動型
39.9年間隔	113.9年	
1936年11月 M7.4		単独型
41.7年間隔		
1978年6月 M7.4		単独型
32.9年間隔		
2011年3月 M9.0		連動型

学校においては、発達段階に応じた系統的な防災教育を行うことにより、災害発生時には、児童等が自らの安全を守るのはもちろん、自ら進んで地域の人々や集団、地域の安全に役立つボランティア活動を行うことで他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培うことも十分育つと考えられる。

具体的には次の4つの防災対応能力を防災対応能力として位置付け「生きる力」を涵養し、自主的・主体的に防災に取り組ませることが重要である。

防災対応能力（防災＋災害対応能力）

① 「自らの身を守り、乗り切る能力」

- ・災害時に自らの身を守り、被災後の生活を乗り切る力。

② 「知識を備え、行動する能力」

- ・地域や社会の特性、防災に関する知識を活用し、防災・減災のために事前に備え、行動する力。

③ 「地域の安全に貢献する能力」

- ・地域の歴史や自然環境、防災体制や災害の発生メカニズム等について理解し、地域の一員として防災・減災活動に貢献する力

④ 「安全な社会に立て直す能力」

- ・被災時には、地域のために活動するとともに、互いに助け合い、協力して安全な社会に立て直す力

3. 防災教育の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

① 学校防災における防災教育の位置付けについて

学校における防災（以下、「学校防災」という。）は、学校安全の一環として行われるものであり、例えば「防災教育」、「防災管理」、及びこれらを円滑に推進するための「防災に関する組織活動」等に各分野に整理することができる。

◎防災教育

- ・自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成
- ・生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成
- ・防災に関する知識，理解を深める学習等

◎防災管理

- ・地震・津波の予知に関する情報（観測情報，警戒宣言の発令）等防災情報が出た場合の体制
- ・災害発生時の連絡体制・救急体制
- ・避難所となった場合の運営方法
- ・施設・設備の安全点検，飲料水・非常食の備蓄，防災用資機材の整備等

◎防災に関する組織活動

- ・校内における防災教育，防災管理の推進体制の整備
- ・教職員の防災教育研修
- ・家庭や地域社会との連携体制の整備（開かれた学校）

（２）発達段階に応じた防災教育

学校防災での教育の目的に迫るには，各学校での指導内容を充実させることはもちろんであるが，幼稚園から高等学校までの系統性を持った指導が重要になる。そのためには，発達段階に応じた目標を設定し，学習を発展させることが重要である。

目標は，「知識・理解」「技能」「公共・社会性等」のそれぞれの観点で示し，防災教育の目標に掲げた防災対応能力の４つにつながるものである。

学校での防災教育（教科・特別活動）の指導については代表的に次の内容があげられる。

教 科 等	理科：自然環境と地震，津波等災害発生 of 仕組等
	社会：社会の防災活動等
	体育・保健体育：避難行動，応急手当等
	道徳：自他の生命の尊重
特 別 活 動	総合的な学習の時間：地域の災害の歴史，防災ボランティア等
	学級活動・ホームルーム活動：健康で安全な生活態度の形成
	学校行事：健康安全・体育的行事
	児童会・生徒会活動
	クラブ活動

これらについては，新たに防災教育の時間を確保するのではなく，現在指導している上記の指導において発達段階に応じた内容を整理し，横断的・総合的に指導することが望ましい。その際には，各学校で年２回以上行われている避難訓練時の事前・事後指導として学習のまとめを行ったり，評価を行ったりするなど，成果や定着度の確認をすることが必要である。また，場合によっては，地域の防災訓練等にも積極的に参加する機会を設けながらさらに，学習を深め，発展させることが必要である。

4. 学校の危機管理

(1) 通常時（レベル1）

目 標	発生の可能性のある地震の予知・予測に努めながら、効果的な予防対策を講じる。 また、火災発生等の二次災害として予想される危機に対しても十分備えるようにする。
方 針	① 日常の安全確保と予防対策に努める。 ② 日ごろから、学校と家庭や地域等との信頼関係の構築に努める。
基本的 対 策	① 日ごろから校舎内外の落下や転倒等の危険性のある状況の解消に努めるとともに、それらによるけがや事故等が起きないようにする。 ② 防災機器・設備の定期点検をし、異常箇所は直ちに修復する。 ③ 児童・生徒の実態把握や指導法の工夫等、日常の指導の充実に努め、危機意識の喚起を図る。 ④ 避難訓練や各種研修会を通して、危機対応の仕方を身に付ける。 ⑤ 日ごろから校地内外の落下や倒壊、地割れ、通行断絶などの危険性のある状況の解消に努めるとともに地域との交流を深める。

(2) 非常時：事態収拾時（レベル2）

目 標	緊急対応時の事態収拾後の総括をし、非常時と通常時の取組の充実に努める。
方 針	① 今後の課題を明らかにし、非常時や通常時の取組に生かす。 ② 非常時や通常時の取組について、定期的に評価を行う。また、地域や関係機関等の外部評価も活用する。
基本的 対 策	① 総括をもとに『危機管理マニュアル』を見直し、より精度の高いものにする。 ② 非常時や通常時の取組について、定期的な評価を行う。また、地域や関係機関等の外部評価も活用する。 ③ 校内に相談窓口を設置する等、関係機関等と連携しながら被害者の心のケアに努める。 ④ 家庭や地域等の学校に対する期待や信頼を高めるようにする。

(3) 非常時：事態収拾時（レベル3）

目 標	危機が発生した場合、迅速・的確な状況の把握や明確な避難指示・指令の伝達等適切な対応をとり、児童・生徒と教職員等の生命・身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限にとどめる。
方 針	① 「震度3」～「震度5」の地震が発生した場合について対応する。 ② 生命・身体を守ることを最優先にしながら、財産を守り、被害拡大を防ぐ。

	③ 校内組織体制の機能性を向上させるとともに、地域や関係機関等の外部との連携を図る。
基本的 対 策	<p>① 危機の状況を把握するとともに、緊急を要する場合は、直ちに通報・連絡を行い適切な避難指示・指令を発する。また、第一次避難場所への避難経路の確保と安全な避難に努める。</p> <p>② 教職員は、危機と避難の全体状況の把握に努めるとともに負傷者等への救護活動と検索活動に努める。</p> <p>③ 本部長や消防・救護隊その他の関係者との連携に努め、児童・生徒と教職員等の安全な避難に全力をあげる。</p> <p>④ 重要な書類や物品等の搬出に全力をあげる。</p> <p>⑤ 二次災害としての火災発生の場合は、『火災の危機管理マニュアル』をもとに避難する。</p> <p>⑥ 校内組織体制の機能性を高め、地域や関係機関等の外部との密接な連携を図り、児童・生徒と教職員等の安全な避難に全力をあげるとともに財産を守る。</p>

(4) 非常時：事態收拾時（レベル4）

目 標	危機の発生による被害が大規模化されると判断される場合、校内組織体制を最大限に機能させ、地域や関係機関等の外部との緊急かつ総合的な連携を図りながら、児童・生徒と教職員の生命・身体及び財産を災害から守り、被害を最小限にとどめる。
方 針	<p>① 「震度6」以上の地震が発生した場合について対応する。</p> <p>② 生命・身体を守ることを最優先にしながら、財産を守り、被害拡大を防ぐ。</p> <p>③ 校内組織体制を最大限に機能させ、地域や関係機関等の外部との緊急かつ総合的な連携を図る。</p>
基本的 対 策	<p>① 危機の状況を把握するとともに、指示・指令の受信と情報収集に努め、人員を掌握する。また、第二次、第三次避難場所への避難経路の確保と安全な避難・誘導に努める。</p> <p>② 教職員は、危機と避難の全体状況の把握に努めるとともに負傷者等への救護活動と検索活動に努める。</p> <p>③ 本部長や消防・救護隊その他の関係者との連携に努め、児童・生徒と教職員等の安全な避難に全力をあげる。</p> <p>④ 重要な書類や物品等の搬出に全力をあげる。</p> <p>⑤ 二次災害としての火災発生の場合は、『火災の危機管理マニュアル』をもとに避難する。</p> <p>⑥ 校内組織体制を最大限に機能させ、地域や関係機関等の外部との緊急かつ総合的な連携を図る。</p>